

令和 2 年 6 月 定例会

# 河合町議会会議録

令和 2 年 6 月 9 日 開会

河合町議会

## 令和2年第2回（6月）河合町議会定例会会議録目次

○招集告示	1
第 1 号（6月9日）	
○議事日程	3
○本日の会議に付した事件	4
○出席議員	4
○欠席議員	4
○出席説明員	4
○欠席説明員	5
○議会事務局出席者	5
○開会の宣告	7
○開議の宣告	7
○町長のあいさつ	7
○会議録署名議員の指名	8
○会期の決定	8
○付議事件の一括提案理由の説明	9
○議案第36号の質疑、討論、採決	16
○議案第39号の質疑、討論、採決	17
○承認第6号の質疑、討論、採決	21
○承認第7号の質疑、討論、採決	22
○承認第8号の質疑、討論、採決	24
○報告第1号の質疑	25
○報告第2号の質疑	26
○議員発議第7号の上程、説明、討論、採決	27
○議員発議第8号の上程、説明、討論、採決	28
○議員発議第9号の上程、説明、討論、採決	30
○ごみ処理施策検討特別委員会の委員の選任	32

○議案第 3 2 号から議案第 3 5 号、議案第 3 7 号、議案第 3 8 号、請願第 1 号 の委員会付託……………	32
○同意第 5 号から議案第 1 5 号の委員会付託……………	32
○散会の宣告……………	33
○署名議員……………	34

河合町告示第23号

令和2年第2回（6月）河合町議会定例会を、次のとおり招集する。

令和2年6月3日

河合町長 清原和人

1 期 日 令和2年6月9日

2 場 所 河合町議会議場

令和 2 年 6 月 9 日（火曜日）

（第 1 号）

## 令和2年第2回（6月）河合町議会定例会会議録

### 議 事 日 程（第1号）

令和2年6月9日（火）午前10時00分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議案第36号 河合町手数料条例の一部改正について
- 日程第 4 議案第39号 工事の請負契約について
- 日程第 5 承認第6号 専決処分の承認を求めることについて  
(令和2年度河合町一般会計補正予算)
- 日程第 6 承認第7号 専決処分の承認を求めることについて  
(令和2年度河合町水道事業会計補正予算)
- 日程第 7 承認第8号 専決処分の承認を求めることについて  
(河合町税条例の一部改正)
- 日程第 8 報告第1号 令和元年度河合町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第 9 報告第2号 令和元年度河合町水道事業会計予算繰越計算書の報告について
- 日程第10 議員発議第7号 河合町議会議員の議員報酬等の特例に関する条例
- 日程第11 議員発議第8号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例  
の一部を改正する条例
- 日程第12 議員発議第9号 教育現場にてスクールロイヤー制度導入、配置を求める決議
- 日程第13 ごみ処理施策検討特別委員会委員の選任について
- 日程第14 議案第32号 令和2年度河合町一般会計補正予算について
- 日程第15 議案第33号 令和2年度河合町介護保険特別会計補正予算について
- 日程第16 議案第34号 河合町新型コロナウイルス感染症対策基金条例の制定について
- 日程第17 議案第35号 河合町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第18 議案第37号 河合町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める  
条例の一部改正について
- 日程第19 議案第38号 河合町介護保険条例の一部改正について
- 日程第20 請願第1号 「まちづくり基本条例」制定について
- 日程第21 同意第5号 農業委員会委員の任命について
- 日程第22 同意第6号 農業委員会委員の任命について
- 日程第23 同意第7号 農業委員会委員の任命について
- 日程第24 同意第8号 農業委員会委員の任命について
- 日程第25 同意第9号 農業委員会委員の任命について
- 日程第26 同意第10号 農業委員会委員の任命について
- 日程第27 同意第11号 農業委員会委員の任命について
- 日程第28 同意第12号 農業委員会委員の任命について
- 日程第29 同意第13号 農業委員会委員の任命について
- 日程第30 同意第14号 農業委員会委員の任命について
- 日程第31 同意第15号 農業委員会委員の任命に

---

## 本日の会議に付した事件

日程第1から日程第31まで議事日程に同じ

---

### 出席議員（13名）

1番 森 光 祐 介	2番 常 盤 繁 範
3番 梅 野 美智代	4番 佐 藤 利 治
5番 中 山 義 英	6番 坂 本 博 道
7番 長谷川 伸 一	8番 杵 本 光 清
9番 大 西 孝 幸	10番 馬 場 千恵子
11番 岡 田 康 則	12番 西 村 潔
13番 谷 本 昌 弘	

### 欠席議員（なし）

---

### 地方自治法第121条の規定により出席した者

町 長 清 原 和 人	副 町 長 田 中 敏 彦
教 育 長 竹 林 信 也	総 務 部 参 事 横 山 泰 典
企 画 部 長 福 井 敏 夫	総 務 部 長 澤 井 昭 仁
福 祉 部 長 浮 島 龍 幸	住 民 生 活 部 長 門 口 光 男
ま ち づ く り 堀 内 伸 浩 推 進 部 長	教 育 部 長 上 村 欣 也
企 画 部 次 長 森 嶋 雅 也	総 務 部 次 長 上 村 卓 也
福 祉 部 次 長 中 野 雅 史	ま ち づ く り 福 辻 照 弘 推 進 部 次 長
ま ち づ く り 石 田 英 毅 推 進 部 次 長	安 心 安 全 吉 川 浩 行 推 進 課 長
総 務 課 長 小 野 雄 一 郎	税 務 課 長 新 井 俊 洋
子 育 て 支 援 小 山 寿 子 課 長	ま ち づ く り 中 島 照 仁 推 進 課 長
教 育 総 務 課 長 中 尾 勝 人	生 涯 学 習 課 長 小 槻 公 男

### 欠席者（なし）

---

会議に従事した事務局職員

局長 佐藤 桂 三

局長補佐 高根 亜 紀





開会 午前10時00分

◎ 開会の宣告

○議長（杵本光清） おはようございます。本日、告示第23号をもって令和2年第2回定例会を招集されましたところ、ただいまの出席議員は13名で定足数に達しております。

よって、令和2年第2回定例会は成立しましたので開会いたします。

---

◎開議の宣告

○議長（杵本光清） これより本日の会議を開きます。

---

◎町長のあいさつ

○議長（杵本光清） 町長、招集の挨拶を登壇の上願います。

○町長（清原和人） はい、議長。

○議長（杵本光清） 清原町長。

（町長 清原和人 登壇）

○町長（清原和人） おはようございます。

本日、令和2年第2回6月定例会を招集いたしましたところ、議員各位にはご多忙中にもかかわらず、ご出席いただき厚くお礼申し上げます。

現在、新型コロナウイルス対策は最重要課題になっております。よろしくお願ひしたいと思います。本日は議案第32号から議案第39号までの8議案、承認第6号から第8号までの3承認、報告第1号と第2号の2報告、同意第5号から第15号までの11同意、合計24案件を提出させていただいております。後ほど議案説明を致しますが、皆様がたには慎重審議いただきまして、ご決定を賜りますこととをお願い申し上げまして招集の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

---

### ◎会議録署名議員の指名

○議長（杵本光清） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により議長において、12番、西村潔、13番、谷本昌弘議員を指名します。

---

### ◎会期の決定

○議長（杵本光清） 日程第2 会期の決定を議題とします。

6月3日と本日、議会運営委員会を開会していただいておりますので、常盤繁範議会運営委員長より会期等について報告願います。

○2番（常盤繁範） はい、議長。

○議長（杵本光清） 常盤委員長。

○2番（常盤繁範） さる6月3日及び本日、議会運営委員会を開催し、日程などを決定いたしましたので、その結果を報告いたします。

会期は、本日6月9日より6月19日までの11日間といたします。

次に会期日程でございますが、本日9日が本会議。

一般質問は11日と12日、午前10時から。

総務常任委員会は、16日、午前10時から。

厚生常任委員会は、16日、午後1時30分から。

なお、常任委員会予備日は、17日、午前10時からとし、本会議最終日は19日、午前10時からとします。。

本日の議事日程につきましては、議案第36号と第39号の2議案、承認第6号から承認第8号の3承認、報告第1号と報告第2号の2報告、議員発議第7号から第9号の3発議、ごみ処理施策検討特別委員会委員の選任についてを本日一括上程し逐条審議いたします。

以上で報告を終わります。

○議長（杵本光清） お諮りします。

会期等については、ただいまの委員長報告のとおり決定したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(杵本光清) ご異議なしと認めます。

よって、会期は委員長報告どおり本日9日より19日までの11日間と決定します。

---

◎付議事件の一括提案理由の説明

○議長(杵本光清) それでは理事者より議案第32号から議案第39号までの8議案、承認第6号から第8号までの3承認、報告第1号、報告第2号の2報告、同意第5号から15号の11同意について、提案理由の説明を登壇の上願います。

○副町長(田中敏彦) はい、議長。

○議長(杵本光清) はい、田中副町長。

(副町長 田中敏彦 登壇)

○副町長(田中敏彦) それでは、令和2年6月定例議会に上程致しました議案8件、承認案件3件、報告案件2件、同意案件11件、合計24案件につきまして順次ご説明申し上げます。

議案第32号 令和2年度河合町一般会計補正予算についてでございます。

第1条「歳入歳出予算の補正」につきましては、既定の歳入歳出予算にそれぞれ3,672万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を82億8,403万円とするものでございます。

それでは歳出から順次ご説明を申し上げます。

今回の補正のうち給料、職員手当等及び共済費の人件費につきましては、人事異動などに伴いまして予算の組み替えが生じました。人件費総額に変更はございません。次に、人件費以外についてご説明致します。12ページをお願いします。

款2総務費、項1総務管理費、目7諸費でございますが、総代自治会長会がコミュニティー活動備品としてプロジェクター、スクリーンなどを購入する費用に対して、財団法人自治総合センターのコミュニティー助成制度を活用して補助するものでございます。14ページをお願いします。

款2総務費、項1総務管理費、目26街再生事業費では、東京圏から奈良県に移住する際の支援金として最大1世帯100万円を支援するための予算設定でございます。16ページをお願いします。

款2総務費、項1総務管理費、目30新型コロナウイルス感染症対策基金費では、歳入で補正いたします寄付金に見合う額として300万円を積立てるものでございます。期限につき

ましては、後ほど条例の提案のご説明でさせていただきます。18 ページをお願いします。

款 3 民生費、項 1 社会福祉費、目 1 社会福祉総務費では介護特会への繰出金 796 万 8,000 円の増額で内容は低所得者保険料軽減に伴うシステム改修分が 22 万 8,000 円、低所得者保険料軽減分が 774 万円です。22 ページをお願いします。

款 3 民生費、項 2 児童福祉費、目 3 児童措置費では、子育て世帯への臨時特別給付金事業といたしまして事務費システム改修費及び給付金として 2,116 万円を増額するものでございます。32 ページをお願いします。

款 8 消防費、項 1 消防費、目 4 災害対策費では、豪雨災害に備え、財団法人自治総合センターのコミュニティ助成制度を活用して救助用ボートを購入するものでございます。

次に、歳入についてご説明致します。6 ページをお願いします。

款 15 国庫支出金、項 1 国庫負担金で 2,503 万円の増額でございます。

款 16 県支出金、項 1 県負担金で 193 万 5,000 円の増額。

同じく

款 16 県支出金、項 2 県補助金で 75 万円の増額。

款 18 寄付金、項 1 寄付金で 300 万円の増額。

款 19 繰入金、項 1 基金繰入金で 241 万 3,000 円の増額。

款 21 諸収入、項 4 雑入で 360 万円の増額。

以上、歳入歳出 3,672 万 8,000 円の増額補正となっております。

議案第 33 号 令和 2 年度河合町介護保険特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

第 1 条「歳入歳出予算の補正」につきましては、既定の歳入歳出予算にそれぞれ 54 万 6,000 円のを追加し歳入歳出予算の総額を 19 億 5,654 万 6,000 円とするものでございます。

それでは歳出から順にご説明申し上げます。8 ページをお願いします。

款 1 総務費、項 1 総務管理費でございますが低所得者保険料軽減に伴うシステム改修費 54 万 6,000 円を増額するものでございます。

次に、歳入についてご説明申し上げます。6 ページをお願いします。

款 1 保険料、項 1 介護保険料で軽減の影響額として 774 万円の減額。

款 4 国庫支出金、項 2 国庫補助金で 31 万 8,000 円の増額。

款 7 繰入金、項 1 一般会計繰入金でシステム改修分及び軽減影響分といたしまして 796 万 8,000 円の増額となっております。以上、歳入歳出 54 万 6,000 円の増額補正となっております。

議案第 34 号 河合町新型コロナウイルス感染症対策基金条例の制定についてでございます。

このことにつきましては、感染症対策に資するため基金に積立て事業実施の財源とするものでございます。この条例は公布の日から施行するものでございます。

議案第 35 号 河合町国民健康保険税条例の一部改正についてでございます。

このことにつきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少または死亡もしくは重篤な傷病を負った主たる生計維持者に対して、国が定める基準に従って減免を実施するための改正をするものでございます。

減免対象となる賦課年度は、国の財政支援の対象が令和元年度及び令和 2 年度です。

この条例は公布の日から施行致します。改正後の河合町国民健康保険税条例の規定は令和 2 年 2 月 1 日から適用するものでございます。

議案第 36 号 河合町手数料条例の一部改正についてでございます。

このことにつきましては、マイナンバーカードの通知カードの廃止に伴いまして再交付の事務が発生することがなくなるため、所用の改正をするものでございます。この条例は公布の日から施行するものでございます。

議案第 37 号 河合町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてでございます。

このことにつきましては、「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」が改正され、これに伴い改正をするものでございます。

主な改正内容は、家庭的保育事業者等による保育の提供の終了に際して、当該家庭的保育事業者等に確保することが求められております卒園後の受入先確保のための連携施設及び居宅訪問型保育事業者が保育を提供できる場合に関する定めについて所要の改正を行うものです。この条例は公布の日から施行し、改正後の河合町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の規定は令和 2 年 4 月 1 日から適用するものでございます。

議案第 38 号 河合町介護保険条例の一部改正についてでございます。

このことにつきましては、消費税率の引き上げに伴いましてその財源を活用した介護保険料額の軽減強化及び新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した方々等に対して減免などを行なうために所要の改正をするものでございます。

改正いたします主な内容は軽減の対象となる段階（第 1～3 段階）の保険料額の軽減強化。また、介護保険料の減免等を行う対象要件に「その他町長が必要と認めたとき。」を加えて

います。この条例は公布の日から施行し、附則において適用時期を記載しております。

議案第 39 号 工事の請負契約についてでございます。

このことにつきましては、これからご説明申し上げます請負契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定に基づきまして議会の議決を求めるものでございます。

工事名、河合第二小学校大規模改修工事（3 期工事）、契約の方法、一般競争入札。

契約金額 2 億 4,518 万 6,700 円。契約の相手方 奈良県大和郡山市筒井町 51 番地 3。

藤本建設株式会社、代表取締役 藤本正義氏でございます。

今回の工事は 3 期目ですが、既に完了しております過去 2 回の工事概要を参考までにご説明させていただきます。

まず、第 1 期工事、契約の相手方、株式会社、上村組。契約日、平成 30 年 6 月 14 日。

工事内容、第二中学校側になります校舎 B 棟の改修工事で、外部、内部（教室）、トイレ（全面洋式化）、照明（LED 化）等でございます。

次に、第 2 期工事は、契約の相手方、株式会社、上村組。契約日、令和元年 6 月 21 日。

工事内容、B 棟北側の校舎 A 棟、特別教室棟、渡り廊下棟の改修工事で、外部、内部（教室）、トイレ（全面洋式化）、照明（LED 化）等でございます。

いずれも一般競争入札でございます。

そして、今回の 3 期目の、工事内容につきましては、北側道路沿いの管理棟及び体育館の 1 期、2 期と同様の外部、内部、トイレ（全面洋式化）、照明（LED 化）等の改修工事の追加でございます。工事の完了は令和 3 年 3 月を予定しております。

今回の工事で第二小学校の大規模改修はすべて完了致します。

第 3 期工事も一般競争入札でございますが、4 月 20 日に入札公告を行いました。(株)豊国、(株)上村組、(株)崎山組、(株)牧野工務店、藤本建設(株)の 5 社から郵便による入札がございました。5 月 21 日に各入札業者の立ち会いのもと開札致しましたところ、4 社が最低制限価格での入札であったため、くじによりまして藤本建設株式会社が落札したものでございます。

承認第 6 号 専決処分の承認を求めることについてでございます。

このことにつきましては、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分いたしましたので同条第 3 項の規定により、これを報告し承認を求めるものでございます。

それでは専決処分いたしました「令和 2 年度河合町一般会計補正予算」についてご説明いたします。

今回の補正は、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として国の補正予算として措置された「地方創生臨時交付金」などを活用して予算措置するものでございます。

第1条「歳入歳出予算の補正」につきましては、既定の歳入歳出予算に、それぞれ1億3,370万2,000円を追加いたしまして歳入歳出予算総額を82億4,730万2,000円とするものでございます。

それでは歳出からご説明いたします。8ページをお願いします。

款2総務費、項1総務管理費では、目29新型コロナウイルス感染症対応地方創生等事業費を新たに設け、イージードームハウスの購入費で686万6,000円、避難所用パーテーション購入費で203万1,000円、感染予防品の備蓄で452万1,000円、児童扶養手当の受給者への臨時特別交付金で252万1,000円、母子個別健診費で93万9,000円、新生児への感染症予防物品の配布（すこやか育児サポート）で77万円、保育所と幼稚園の給食費の免除として373万4,000円、中小企業・小規模事業者への支援として1,600万円、学校休業に伴う学習支援費として479万5,000円、町立小中学生に図書カードの配布として330万6,000円、町立小中学校の給食費の免除として1,623万2,000円、就学援助を受けている世帯への昼食費支援として243万8,000円、校内消毒員の配置として266万3,000円、学校の感染症予防品として158万4,000円、ICT環境整備（ギガスクール構想）4,037万円、図書館の蔵書など（図書館パワーアップ）として100万円、水道基本料金の免除として2,393万4,000円となっております。

次に、歳入についてご説明いたします。6ページをお願いします。

歳入につきましては、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として国の補正予算として措置された、「公立学校施設整備費補助金」「地方創生臨時交付金」を財源としております。以上、歳入歳出1億3,370万2,000円の増額補正となっております。

承認第7号 専決処分の承認を求めることについてでございます。

このことにつきましては、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分いたしましたので同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めるものでございます。

それでは専決処分いたしました「令和2年度河合町水道事業会計補正予算」についてご説明申し上げます。

今回の補正は、新型コロナウイルス感染症対策として水道基本料金の免除を3ヶ月おこなうものでございます。

なお、上牧町が4ヶ月の免除を行うこととしたため、本町の給水区域内の上牧町片岡台に



については、更に1ヶ月の免除を行うよう、上牧町から要請がありました。この要請に係る経費の338万5,000円は上牧町の負担となります。

従いまして、全員協議会で説明させていただいた金額総額よりも338万5,000円の増額となっております。

第2条「収益的収入及び支出の補正」につきましては、収入において給水収益の減額4,700万4,000円と支出において総経費でシステム改修費を264万円増額の合計が今回の減額措置の影響額でございます。これに対しまして、他会計補助金として、河合町一般会計から2,393万4,000円、上牧町から338万5,000円、合計2,731万9,000円を計上しています。

承認第8号 専決処分の承認を求めることについてでございます。

このことにつきましては、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分いたしましたので同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めるものでございます。

それでは専決処分いたしました「河合町税条例の一部を改正する条例」についてご説明を申し上げます。

今回の改正は、「地方税法等の一部を改正する法律」が令和2年4月30日に公布されたことに伴う改正でございます。

主な改正内容をご説明申し上げます。

附則第10条の2の改正につきましては、固定資産税の課税標準について、地域決定型地方税制特例措置、通称わがまち特例の軽減割合を定めるもので、中小事業者等が認定先端設備等導入計画に従って取得した、先端設備等に該当する事業用家屋及び構築物について、固定資産税の課税標準額を3年度分ゼロとするものでございます。

附則第15条の2の改正につきましては、軽自動車税の環境性能割について令和2年9月30日までに軽自動車を購入した場合に適用される減免措置の適用期限を6ヶ月間延長するものでございます。

第24条の改正につきましては、新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続等について、条例に委任している事項の細目を定めるものでございます。

この条例は、公布の日から施行し、改正後の附則第10条及び第10条の2の規定は、令和2年4月30日から適用するものでございます。

報告第1号 令和元年度河合町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告についてでございます。

このことにつきましては、地方自治法施行令第146条第2項の規定によりまして令和元年

度河合町一般会計予算繰越明許費繰越計算書を別紙のとおり調製したので、報告するもの  
ございます。

内容につきましては、合計3事業・繰越額3億3,975万5,000円の財源内訳が確定致しま  
したので別紙のとおり報告するものがございます。

報告第2号 令和元年度河合町水道事業会計予算繰越計算書の報告についてでございます。

このことにつきましては、地方公営企業法第26条第3項の規定により、令和元年度河合  
町水道事業会計予算繰越計算書を別紙のとおり報告するものがございます。

内容につきましては、西大和配水池除却関連工事に伴う県水施設除却事業、繰越額1,  
463万6,530円でございます。

同意第5号 農業委員の任命についてでございます。

このことにつきましては、委員の任期満了によりまして、新たに下記の者を任命したいの  
で、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでござ  
います。

住所、河合町大字佐味田584番地1。氏名、上村佳央（かみむら よしてる）。生年月日、  
昭和24年12月11日。

経歴書を添付致しておりますので、ご参照していただきたいと思います。

同意第6号から同意第15号までも、農業委員会委員の任命についてでございますので、  
それぞれ住所、氏名、生年月日を読み上げさせていただきます。

同意第6号 住所、河合町大字長楽87番地3。氏名、石田正裕（いしだ まさひろ）。  
生年月日 昭和25年9月7日。

同意第7号 住所、河合町大字城内487番地。氏名、生駒茂治（いこま しげはる）。生  
年月日、昭和22年4月1日。

同意第8号 住所、河合町大字佐味田324番地7。氏名、上本宜秀（かみもと たかひ  
で）。生年月日、昭和27年11月15日。

同意第9号 住所、河合町大字薬井565番地。氏名、土井政典（どい まさのり）。生年  
月日、昭和22年3月2日。

同意第10号 住所、河合町大字川合1153番地。氏名、北畑敬治（きたはた けいじ）。生年  
月日、昭和25年5月4日。

同意第11号 住所、河合町大字穴闇569番地。氏名、藤井一彦（ふじい かずひこ）。生年月  
日、昭和14年5月22日。

同意第12号 住所、河合町池部3丁目22番16号。氏名、秋吉コズエ（あきよし こずえ）。生年月日、昭和29年12月20日。

同意第13号 住所、河合町大字大輪田1727番地。氏名、伊藤武司（いとう たけし）。生年月日 昭和14年3月10日。

同意第14号 住所、河合町大字西穴闇404番地。氏名、杵本馨（すぎもと かおる）。生年月日、昭和19年9月4日。

同意第15号 住所、河合町大字大輪田281番地。氏名、服部光伸（はっとり みつお）。生年月日 昭和25年1月10日。

以上、提出致しました24案件の説明とさせていただきます。よろしく、ご審議、ご決定賜りますようお願い申し上げまして、説明を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（杵本光清） 理事者より説明のありました、議案、承認、報告及び同意のうち、議案第36号、第39号の2議案、承認第6号、第7号、第8号の3承認、報告第1号、第2号の2報告また、議員発議第7号、第8号、第9号及びごみ処理施策検討特別委員会委員の選任についてを本日審議いたします。

---

### ◎議案第36号の質疑、討論、採決

日程第3、議案第36号 河合町手数料条例の一部改正についてを議題とします。

これより、質疑に入ります。

質疑のある方、発言願います。

（発言する者なし）

○議長（杵本光清） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（杵本光清） ご異議なしと認めます。

これより、議案第36号の採決を行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の方起立願います。

(賛成者起立)

○議長(杵本光清) 全員であります。

着席願います。

よって、議案第36号 河合町手数料条例の一部改正については可決されました。

---

◎議案第39号の質疑、討論、採決

○議長(杵本光清) 日程第4 議案第39号 工事の請負契約についてを議題とします。

これより、質疑に入ります。

質疑のある方、発言願います。

(発言する者なし)

○11番(岡田康則) はい、議長。

○議長(杵本光清) 岡田議員。

○11番(岡田康則) 第二小学校ということ、第3期目ということ、近隣の方が早くやっていたらという事で喜びの声を聞いておるんですが、工事、コロナの影響がありまして今期の夏休みは10日程になるかという事で、今まででしたら夏休み期間中に集中して工事をされてたということ、私の言いたいのは、近隣の自治会に丁寧な説明をしていただいて、工事によっての住民生活に、少しは騒音等があると思いますので、なるべくスムーズな工事が行えるよう、また丁寧な説明をしていただくことによって、事故の無いような施行をしていただきたいと思えます。今まで過去言っていたように、工事のスケジュールですね、工期で、いつこうします。という丁寧なことをやっておりますので、それをまた同じようにしていただきまして、良い形で第3期の工事が終わりますようお願いしたいということでその辺を教えてくださいませんか。

○教育総務課長(中尾勝人) はい、議長。

○議長(杵本光清) 中尾教育総務課長。

○教育総務課長(中尾勝人) 先ほど、お話いただきました新型コロナウイルス感染症の影響はかなり受けております。現在につきましては6月1日から学校の方再開させていただいておりますが、夏休みにつきましては先ほど言っていたような形で8月8日から8月17日の10日間夏休みという形を設けさせていただきます。こういった短縮も含めて想定外の状

況となっております。今回5月21日に入札を行いまして、少しでも早い段階で材料の確認、工期の打ち合わせ等を含めまして業者と学校と地域の方も含めて、スケジュールの調整をさせていただきながら、説明をさせていただきながら進めていきたいと考えております。また、1期目、2期目と同じような形での3期目工事ということになりますので、そこも含めてきちんと説明させていただきながら、進めていきたいと考えております。

○11番（岡田康則） はい、議長。

○議長（杵本光清） 岡田議員。

○11番（岡田康則） ありがとうございます。ちょっと聞かれますのは、土曜日、日曜日、祭日で、ある程度緊急性を要する工事かもしれませんが、近隣住民は土曜日、日曜日、祭日はどっちかという、やってほしくないなという事は聞いております。ちょっとそこら辺だけお知らせ願いますでしょうか。

○教育総務課長（中尾勝人） はい、議長。

○議長（杵本光清） 中尾教育総務課長。

○教育総務課長（中尾勝人） 1期目、2期目と同じような形にはなっておるんですけども、土曜日、日曜日どちらか入る日はございます。そこも含めてですねこれから業者と調整して進めていきたいと考えております。

○議長（杵本光清） 他にございませんか。

○6番（坂本博道） はい、議長。

○議長（杵本光清） 坂本議員。

○6番（坂本博道） 今回の入札状況については先ほど副町長から説明があったんですが、それに付け加えまして2点を確認したいと思いますのでお願いします。

1つは、応札数は何件ですか。4件の入札があったということですが、その落札の判断基準及び点数等が明らかであればお願いしたいと思います。

○総務課長（小野雄一郎） はい、議長。

○議長（杵本光清） 小野総務課長。

○総務課長（小野雄一郎） 今回の入札への応札の数ですが、5社の入札がございました。その内4社が事前に公表しております最低制限価格の入札でありましたので、これらの4社の立ち会いのもと、くじを執行しまして落札者を決定したところであります。

○議長（杵本光清） 他にございませんか。

○10番（馬場千恵子） はい、議長。

- 議長（杵本光清） 馬場議員。
- 10番（馬場千恵子） この藤本建設株式会社なんですけども、町内での工事の実績等があるのかどうかと、近隣での実績等があれば教えてもらっています。
- 総務課長（小野雄一郎） はい、議長。
- 議長（杵本光清） 小野総務課長。
- 総務課長（小野雄一郎） 今回の落札業者であります、藤本建設につきましては本町が発注する工事の受注実績というのは把握しておりません。今のところ無いと考えられます。そして、同種工事の実績ですが今回、一般競争入札の参加申し込みの際に同種工事の施行実績の提出を求めておりました、その提出されました実績としましては、奈良県発注の奈良北高校の普通教室棟耐震大規模改修工事、こちらの実績が同種工事の実績ということで申請に添付されておりました。
- 議長（杵本光清） 他にございませんか。
- 7番（長谷川伸一） はい、議長。
- 議長（杵本光清） 長谷川議員。
- 7番（長谷川伸一） 今回、1月からコロナ感染症が拡大しまして工事の設計の段階ではコロナ対策については、十分設計に入ってなかったと思うんですけども、今回コロナ対策に対して管理棟、体育館、トイレ等の設計変更はあり得るのかどうか教えていただけますか。
- 教育総務課長（中尾勝人） はい、議長。
- 議長（杵本光清） 中尾教育総務課長。
- 教育総務課長（中尾勝人） 今回、コロナウイルス感染症を限定とした工事については見直しの予定はございません。但し安全面、衛生面等の打ち合わせをする時に、今回コロナウイルス感染症について、しっかりと協議をしていながらこれから打ち合わせの中で話をしていきたいと考えております。
- 議長（杵本光清） 他にございませんか。
- 2番（常盤繁範） はい、議長。
- 議長（杵本光清） 常盤議員。
- 2番（常盤繁範） 質問させていただきます。この第3期工事において指定避難所にあたる体育館ですねその部分の機能はこの工事期間中はこういった形で移管されるのかそこをお答えいただけますでしょうか。
- 教育総務課長（中尾勝人） はい、議長。

○議長（杵本光清） 中尾教育総務課長。

○教育総務課長（中尾勝人） 体育館の工事内容についてでございます、屋上の防水、屋根にカバーをつけましてそちらの塗装を行います。屋根の吹きつけ、床の塗装及び一部補修、トイレにつきましては、洋式化を考えております。トイレの床につきましては、乾式化、照明につきましてはLED化。実際トイレにつきましては、洋式化と手洗いにつきましてはレバー一式を予定しております。

○2番（常盤繁範） はい、議長。

○議長（杵本光清） 常盤議員。

○2番（常盤繁範） 質問の趣旨としまして、出水期を控えております。梅雨入りも間近でございます。台風の時期も来ます。当然のことながら大雨も予想されます。そういった状況においてですね、例えばですけども、新しくハザードマップでましたね。その中で薬井地区ですね、その指定避難所はハザードマップ上では浸水被害予想される地域になっております。そういった場合ですね、直接避難という形で大きな指定避難所に避難する必要があると思われまます。その状況の中で第二小学校というのは指定避難所の場所に指定されております。大雨が降っている状況であれば当然体育館に避難する事になると思うんですね、その状況においてですね、今回第3期工事を行っているその期間中にこういった形で指定された避難所としての機能を残すのか又はどこか別の場所に移管する形を取りつつ指定避難所を使われる住民の方々に対してどのように周知しておくのか、そういったところを質問させていただいたところでございます。その件に関しまして改めてお答えいただけますでしょうか。

○企画部次長（森嶋雅也） はい、議長。

○議長（杵本光清） 森嶋企画部次長。

○企画部次長（森嶋雅也） 指定避難所ということでございます。当然、出水期を迎えるわけです。我々といましては工事の工程と出水期との兼ね合いを見ながらどういう形をとっていったら良いのかを検討してまいりたいと思います。現時点では第二中学校ということを用意しておりますのでそちらの方、3密にならないような状況が確保できるのかを考慮しながら対応してまいりたいと思っております。

○議長（杵本光清） 他にございませんか。

（発言する者なし）

○議長（杵本光清） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(杵本光清) ご異議なしと認めます。

これより、議案第39号の採決を行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の方起立願います。

(賛成者起立)

○議長(杵本光清) 全員であります。

着席願います。

よって、議案第39号 工事の請負契約については可決されました。

---

#### ◎承認第6号の質疑、討論、採決

○議長(杵本光清) 日程第5 承認第6号 専決処分の承認を求めることについて(令和2年度河合町一般会計補正予算)についてを議題とします。

これより、質疑に入ります。

質疑のある方、発言願います。

○6番(坂本博道) はい、議長。

○議長(杵本光清) 坂本議員。

○6番(坂本博道) この件については専決処分の関係では全議員懇談会の中でも決算の方向性は了承してたところですが、ただその際に説明のありました交付金の合計というのが1億77万2,000円だったんですが、今回10万円少なくなっているということですが、どの部分が変わったのかを聞きたいと思います。

○総務部次長(上村卓也) はい、議長。

○議長(杵本光清) 上村総務部次長。

○総務部次長(上村卓也) 認定こども園の図書購入という部分のところを削除させていただきました。

○6番(坂本博道) はい、議長。

○議長(杵本光清) 坂本議員。

○6番(坂本博道) もう一点、11ページのGIGAスクール構想という形で今回のやつが位置づけられてるんですけども、全体としてのGIGAスクールの件5,000万円の決められた



予算については今回に繰越しをされてるんですけども、今回の30万円あまりというのは、一人一台の端末を整備するという元々、令和2年、3年で予定されてた事業を先に進めるということでの位置づけという考えでよろしいでしょうか。

○教育総務課長（中尾勝人） はい、議長。

○議長（杵本光清） 中尾教育総務課長。

○教育総務課長（中尾勝人） 今回の補助金を使ったタブレットの購入ということですが、いずれやることについて前倒しという形で今年度させていただくということで734台の購入を予定させていただいております。

○議長（杵本光清） 他にございませんか。

（発言する者なし）

○議長（杵本光清） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（杵本光清） ご異議なしと認めます。

これより、承認第6号の採決を行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の方起立願います。

（賛成者起立）

○議長（杵本光清） 全員であります。

着席願います。

よって、承認第6号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度河合町一般会計補正予算）については承認とすることに決定致します。

---

#### ◎承認第7号の質疑、討論、採決

○議長（杵本光清） 日程第6 承認第7号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度河合町水道事業会計補正予算）を議題とします。

これより、質疑に入ります。

質疑のある方、発言願います。

○6番（坂本博道） はい、議長。

- 議長（杵本光清） 坂本議員。
- 6番（坂本博道） この件についても事前に説明があった件ですけれども、ただ改めて予算書という形で見るときには一般会計からの繰り入れを行っても水道会計としては当初の予算では2,555万6,000円の黒字という予定していた部分がいわば323万円という、黒字幅を下げるという対応、いわば水道会計側が負担するというので全体のこの対策を支える役を担っているという意味で水道会計の方の当初の黒字幅をい削ったんだという事の会計として判断したらよろしいでしょうか。
- まちづくり推進部次長（石田英毅） はい、議長。
- 議長（杵本光清） 石田まちづくり推進部次長。
- まちづくり推進部次長（石田英毅） そうご理解いただきたいと思います。
- 議長（杵本光清） 他にございませんか。
- 7番（長谷川伸一） はい、議長。
- 議長（杵本光清） 長谷川議員。
- 7番（長谷川伸一） 今回、水道会計のこの件なんですけど、先の地方創生臨時交付金について全員協議会で理事者側がご説明いただいたんですが、その時に河合町は水道の基本料金を3ヶ月免除という事を報告いただきました。その時に私は4ヶ月がいいのではないかと考えていたんですけども、その他の案件で個人事業主とかの雇用の方の1,600万円を審議する前に上牧町もこのような、1,600万円を助成してますというように理事者側から説明を受けたんですけども、その時になぜ上牧町は4ヶ月水道免除してるという事をなぜ理事者側はご説明していただけなかったのか、単にミスだったのか教えていただきたいです。上牧町の住民は4ヶ月、河合町は3ヶ月免除となっておりますと、隣接してるんでよく情報が入ってきて河合町の方は損やなという庶民の感覚があるんですけども。この点、全員協議会でオープンに説明いただけなかったのか教えていただきたいです。
- まちづくり推進部次長（石田英毅） はい、議長。
- 議長（杵本光清） 石田まちづくり推進部次長。
- まちづくり推進部次長（石田英毅） 全員協議会の際でございます。ご説明できなかった月数、上牧町は4ヶ月、河合町は3ヶ月。3ヶ月の方はご説明させていただいたしだいでございます。上牧町におきましては丁度その際に臨時議会の日だったと思うんですけども、その際に4ヶ月というので最終決定、承認されたと聞き及んでるところですのでそういういったご説明状況をさせていただいたところでございます。また、先ほどの3ヶ月、坂本議員の際に

も、坂本議員おっしゃておりましたけども、令和2年度の3条予算が黒字2,500万円強。その範囲内というのが企業運営の意味では妥当であるといった形で決定させていただいたところでございます。

○議長（杵本光清） 他にございませんか。

（発言する者なし）

○議長（杵本光清） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（杵本光清） ご異議なしと認めます。

これより、承認第7号の採決を行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の方起立願います。

（賛成者起立）

○議長（杵本光清） 全員であります。

着席願います。

よって、承認第7号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度河合町水道事業会計補正予算）については承認とすることに決定致します。

---

#### ◎承認第8号の質疑、討論、採決

○議長（杵本光清） 日程第7 承認第8号 専決処分の承認を求めることについて（河合町税条例の一部改正）を議題とします。

これより、質疑に入ります。

質疑のある方、発言願います。

（発言する者なし）

○議長（杵本光清） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（杵本光清） ご異議なしと認めます。

これより、承認第8号の採決を行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の方起立願います。

(賛成者起立)

○議長(杵本光清) 全員であります。

着席願います。

よって、承認第8号 専決処分の承認を求めることについて(河合町税条例の一部改正)については承認とすることに決定致します。

暫時休憩とします。再開は午前11時5分とします。

休憩 午前10時52分

再開 午前11時05分

○議長(杵本光清) 再開します。

---

#### ◎報告第1号の質疑

○議長(杵本光清) 日程第8 報告第1号 令和元年度河合町一般会計予算繰越明許繰越計算書の報告についてを議題とします。

これより、質疑に入ります。

質疑のある方、発言願います。

○6番(坂本博道) はい、議長。

○議長(杵本光清) 坂本議員。

○6番(坂本博道) 3つの事業について繰り越されてるんですが、それぞれなぜ繰越せざるを得なかったかについてご説明願いたいと思います。

○総務部次長(上村卓也) はい、議長。

○議長(杵本光清) 上村総務部次長。

○総務部次長(上村卓也) 説明させていただきます。ため池防災対策推進事業につきましては、国の補正予算にもなって前倒しを行います。ため池耐震性調査実施設計業務を繰越することとなっております。続きまして教育委員会GIGAスクール構想につきましては、

これにつきましても国の補正予算に伴い前倒しで実施するものでございます。その次に小学校再編事業、これにつきましても元々令和2年度で実施予定をしておりましたが国において令和元年度で採択されたため前倒しで実施するものでございます。

○議長（杵本光清） 他にございませんか。

（発言する者なし）

○議長（杵本光清） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

以上で報告第1号 令和元年度河合町一般会計予算繰越明許繰越計算書の報告についてを報告済みと致します。

---

#### ◎報告第2号の質疑

○議長（杵本光清） 日程第9 報告第2号 令和元年度河合町水道事業会計予算繰越計算書の報告についてを議題とします。

これより、質疑に入ります。

質疑のある方、発言願います。

○10番（馬場千恵子） はい、議長。

○議長（杵本光清） 馬場議員。

○10番（馬場千恵子） この工事なんですけども、県の方の県水の施設の除去の事業が遅れたということなんですけども、この施設はどういった施設があって遅れた理由についてお聞きしたいと思います。

○まちづくり推進部次長（石田英毅） はい、議長。

○議長（杵本光清） 石田まちづくり推進部次長。

○まちづくり推進部次長（石田英毅） 工事の内容でございます。おっしゃってますように県の水道局の施設となっております。まず、流量計室の撤去工が2ヶ所ございます。それと、計装室こちら、機械関係が入っている部屋でございますけども、その撤去工が1棟、管の充填工と言いまして、既存管が不要となりますことから放置しますと管の破損等によりまして地盤沈下の懸念があります。そちらの管の中にですね、セメントミルクを充填するという充填工といった形でございます。それと、遅れました理由でございますが、当工事につきましては、県からの受託工事でございます。県水道局が設計の方をされてるわけでございますけ

ども、設計内容につきまして疑義が生じましてその解決に日数を要したという事から年度内の完了が困難となりました。それによりまして地方公営企業法第26条第2項但し書きの規定によりまして事業を繰越いたしまして同条第3項の規定により議会の方へ報告させていただくのでございます。

○10番（馬場千恵子） はい、議長。

○議長（杵本光清） 馬場議員。

○10番（馬場千恵子） そういった県の受託された内容だったということですが、それによって給水塔を除去するという作業がいつてくるんですけども、その作業については遅れがあるのかどうかとそれに対する影響をお聞きしたいと思います。

○まちづくり推進部次長（石田英毅） はい、議長。

○議長（杵本光清） 石田まちづくり推進部次長。

○まちづくり推進部次長（石田英毅） 本体工事でございます。除去工事ですが、こちらの県水の施設撤去工事に関係する遅れというのは無いものと把握しております。

○議長（杵本光清） 他にございませんか。

（発言する者なし）

○議長（杵本光清） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

以上で報告第2号 令和元年度河合町水道事業会計予算繰越計算書の報告についてを報告済みと致します。

---

#### ◎議員発議第7号の上程、説明、討論、採決

○議長（杵本光清） 日程第10 議員発議第7号 河合町議会議員の報酬等の特例に関する条例を議題とします。

お手元に配布のとおり所定の賛成者があります。

提案者の坂本博道議員の説明を求めます。

○6番（坂本博道） はい、議長。

○議長（杵本光清） 坂本議員。

○6番（坂本博道） 河合町議会議員の議員報酬等の特例に関する条例についての提案をさせていただきます。

(趣旨)

第1条 この条例は、令和2年7月1日から令和3年3月31日までの間（以下「特例期間」という。）において、新型コロナウイルス感染症（新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第1条に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。）の対策の推進に資するため、河合町議会議員の議員報酬等に関する条例（平成20年9月河合町条例第20号。以下「議員報酬等条例」という。）の規定に基づいて支給する議員報酬等の額を減ずるため、議員報酬等の特例を定めるものとする。

(議会議員の議員報酬等の額の特例)

第2条 特例期間における議会議員の議員報酬の月額を議員報酬等の条例第2条の規定にかかわらず、同条の規定により定められた額から、当該額に100分の10を乗じて得た額を減じて得た額とする。ただし、期末手当の額の算出の基礎となる議員報酬の月額は、この限りでない。

(附則)

この条例は、令和2年7月1日から施行する。

令和2年6月9日

奈良県北葛城郡河合町議会

なお、報酬削減分はコロナ対策の基金を創設して確保し、緊急対策等必要な場合は、目的を明確にして、議会ので承認も得て運用されるよう附しておきたいと思っております。

以上です。

○議長（杵本光清） 討論を省略して採決を行いたいと思っております。

議員発議第7号に賛成の方、起立願います。

(賛成者起立)

○議長（杵本光清） 全員であります。

着席願います。

よって、議員発議第7号 河合町議会議員の報酬等の特例に関する条例は可決されました。

---

◎議員発議第8号の上程、説明、討論、採決

○議長（杵本光清） 日程第11 議員発議第8号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費

用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

お手元に配布のとおり所定の賛成者があります。

提案者の常盤繁範議員の説明を求めます。

○2番（常盤繁範） はい、議長。

○議長（杵本光清） 常盤議員。

○2番（常盤繁範） 議員発議第8号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例に関しまして議案を提出させていただきます。内容の方の説明をさせていただきます。

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年11月河合村条例第46号）の一部を次のように改正する。

第4条の次に次の1条を加える。

（重複報酬の禁止）

第4条の2 議会の議長、副議長及び議員が他の特別職の職員を兼ねるときは、その兼ねる特別職の職員として受けるべき報酬は、支給しない。ただし、国政選挙若しくは県政選挙の特別職の職員又は監査委員を兼ねる場合は、この限りでない。

附 則

この条例は、令和2年7月1日から施行する。

令和2年6月9日

奈良県北葛城郡河合町議会

若干のお時間をいただきまして、議案提出の趣旨説明をさせていただきます。

現在、町長の補助機関、諮問機関として専門的な知識を持つ有識者、専門的な経験を持つ町民、求められる視点を有する町民などで各種委員会等が構成されており、そこには公選職として議会議員も委員として選任され、特別職の職員として報酬を受けております。

しかしながら、議会議員は公選職として議員報酬を受けており、委員として報酬を受ける議員より辞退することは出来ないか。との声がありました。同様に、私もそのように考えました。

理由として、河合町の財政状況を鑑み既に議員報酬を受けている身分で重複して報酬を受けるべきではない。仮に辞退した場合、公職選挙法に基づく寄付行為の疑いがあるとしても、重複報酬を禁止すべきと考えこのたびの条例改正案の提出にいたしました。

この改正案は、条例改正によって各種委員会の委員として選任された議員は、「重複報酬



の禁止」条項によって、報酬は支給しないということになります。

この改正によって河合町の財政状況改善の一助になることを切に願い提出するものであります。

河合町議会 議席番号2番 常盤繁範

以上です。

○議長（杵本光清） 討論を省略して採決を行いたいと思います。

議員発議第8号に賛成の方、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（杵本光清） 全員であります。

着席願います。

よって、議員発議第8号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例は可決されました。

---

#### ◎議員発議第9号の上程、説明、討論、採決

○議長（杵本光清） 日程第12 議員発議第9号 教育現場にてスクールロイヤー制度導入、配置を求める決議を議題とします。

お手元に配布のとおり所定の賛成者があります。

提案者の佐藤利治議員の説明を求めます。

○4番（佐藤利治） はい、議長。

○議長（杵本光清） 佐藤議員。

○4番（佐藤利治） 議員発議第9号 教育現場にてスクールロイヤー制度導入、配置を求める決議の内容を説明したいと思います。

スクールロイヤーとは、教育現場で発生する様々な問題について子どもの最善の利益を念頭に置きつつ、教育や福祉等の視点を取り入れながら法的観点から継続的に学校に助言を行う弁護士をいう。

令和元年12月文部科学省から、「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果の概要」が公表された。公表によると全国的に学校現場における「いじめ・暴力行為・不登校・中途退学・自殺」は、毎年、前年度に比べ増加傾向にある。

子どもを取り巻く問題はコロナ対策を含め多様化し、実際の現場では法的観点からの専門性が必要とされる場面が多くなり、教員だけの対応では困難になっている。学校現場で生じている問題に有効・適切に対処してトラブルを未然に防止し教員の負担を軽減するためには、問題が深刻化する前に弁護士からの確なアドバイスを得て、問題の早期解決を図っていく制度を構築・整備する必要がある。

文部科学省では令和2年度から「スクールロイヤー」を全国へ配置する方針であるが、河合町においても今後、この制度を導入し活用していくことが必要と考える。この制度を活用することで、トラブルの未然防止や拡大防止につながるだけでなく、教員の負担軽減、教員の働き方改革につながると考えられる。

奈良県においては平成31年3月18日付けで文部科学事務次官 藤原誠氏から荒井知事、吉田教育長に学校における働き方改革に関する取り組みの1文にスクールロイヤー等の専門家の配置により学校が法的アドバイスを受けれるようにまた、教育活動に専念することができると支援体制を構築するよう努めることと謳われたおります。

なおコスト面については、3月定例会にて議員発議第4号「リーガルサポーターズ制度の導入」が全議員の賛同を得て可決していることから、現時点では同じ弁護士に依頼することは可能と考える。

以上のことから、河合町議会会議規則第13条の規定に基づき、令和2年6月河合町議会定例会において「スクールロイヤー制度導入、配置」を求める決議を提出するものである。

令和2年6月9日

奈良県北葛城郡河合町議会

○議長（杵本光清） 討論を省略して採決を行いたいと思います。

議員発議第9号に賛成の方、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（杵本光清） 多数であります。

着席願います。

よって、議員発議第9号 教育現場にてスクールロイヤー制度導入、配置を求める決議は可決されました。

◎ごみ処理施策検討特別委員会委員の選任

○議長（杵本光清） 日程第13 ごみ処理施策検討特別委員会委員の選任についてを議題とします。

現在1名欠員となっておりますので、岡田康則議員をごみ処理施策検討特別委員会の委員とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（杵本光清） ご異議なしと認めます。

よって、岡田康則議員をごみ処理施策検討特別委員会の委員にすることに決定いたしました。

---

◎議案第32号から議案第35号、議案第37号、議案第38号、請願第

1号の委員会付託

○議長（杵本光清） 日程第14、議案第32号、日程第15、議案第33号、日程第16、議案第34号、日程第17、議案第35号、日程第18、議案第37号、日程第19、議案第38号、日程第20、請願第1号の審議方法についてお諮りします。

（「議長一任」と言う者あり）

○議長（杵本光清） 議長一任との声でございますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（杵本光清） ご異議なしの声でございますので、議長一任とさせていただきます。報告します。

議案第32号、議案第34号、請願第1号を総務常任委員会に付託します。

議案第33号、議案第35号、議案第37号、議案第38号を厚生常任委員会に付託します。

---

◎同意第5号から議案第15号の委員会付託

○議長（杵本光清） 日程第21、同意第5号、日程第22、同意第6号、日程第23、同意第7号、日程第24、同意第8号、日程第25、同意第9号、日程第26、同意第10号、日程第27、同意第11号、日程第28、同意第12号、日程第29、同意第13号、日程第30、同意第14号、日程第31、

同意第15号の審議方法についてお諮りします。

(「議長一任」と言う者あり)

○議長(杵本光清) 議長一任との声でございますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(杵本光清) ご異議なしの声でございますので、議長一任とさせていただきます。

最終日に審議致します。

---

#### ◎散会の宣告

○議長(杵本光清) 以上をもって、本日の日程は全て議了しました。

本日はこれにて散会したいと思いますのご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(杵本光清) ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって散会とします。

散会 午前11時23分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 杵 本 光 清

署 名 議 員 西 村 潔

署 名 議 員 谷 本 昌 弘